

参議院選挙(衆参W選挙)に向けた運動と 社会保障を中心にした要求の提起

2019年5月18日 神奈川県社保協 2019年度総会

神奈川県社保協は、2月に第19回社会保障学校で、「一斉地方選・参議院選挙に向けた社会保障を中心にした要求と運動の提起」を行ない、全県での運動をすすめました。

4月7日投票でたたわれた神奈川県知事選では、かながわ ReBorn の会の岸牧子さんは、70万票を獲得しました。推薦した共産党だけでなく、神奈川県内の市民連合の人たちが参加する取り組みとなりました。

一斉地方選の取り組みを通じて明らかになった点は、①住民のくらしと福祉の切実な要求の実現こそが最大の要求であること。②県民のくらしと福祉を改善するための要求運動を恒常的に強めていくこと。③市町村段階での取り組みを促進し、地域・市町村からの要求を県・国に迫る運動の強化が必要ということです。また、一斉地方選全体で投票率の低下が見られました。政治に対する無関心・無力感が覆っており、社会的弱者のあきらめ感、無力感をどう克服していくかという視点からの取り組みが、社保協運動に求められています。

参議院選挙でも、国民のくらしと福祉を守ることが、最大の要求です。「憲法9条と憲法25条を守れ」を高くかかげ、安倍政権の改憲発議を許さない、10月消費税10%増税ストップ、社会保障制度の連続的な改悪をやめさせる運動をおおきく広げましょう。

安倍政権は、2020年の憲法改正に執念を燃やし、参議院選挙では国会発議できる2/3の議席を改憲勢力が占めることを狙っています。そのためには、消費税増税の三度目の延期、衆参W選挙も辞さないということもあり得る情勢となっています。市民と野党の共闘を前進させ、一刻も早く安倍政権を退陣に追い込んでいく取り組みをすすめようではありませんか。

<参議院選挙の重点的な要求とたたかひの基本>

7月に行われる参議院選挙(衆参W選挙)に向けて、安倍政権が行おうとしている、①9条改憲ストップ、②10月からの消費税10%増税の中止、③社会保障削減をやめさせ、改善を求める運動を重点に推進します。参議院選挙で野党の勝利を実現するために、「平和的生存権」の保障を高くかかげ、地域から住民のくらしと福祉の向上に向けた運動に邁進します。安倍政権の「戦争する国づくり」、「社会保障解体路線」に反対し、「市民と野党の共闘」を前進させ、安倍政権退陣をめざす共同の前進に力を注ぎます。

安倍政権のもとで、「全世代型社会保障制度改革」の名のもとに、高齢者や社会的弱者への攻撃が強まっています。社会保障費の自然増分の圧縮をやめさせ、国民の負担増を軽減させる社会保障・社会保険制度への充実を求めます。

社会保障・社会保険制度は、憲法25条の生存権にもとづいて、国が保障しなければならない制度です。そこをしっかりと踏まえて、「国民の権利としての社会保障制度」を高くかかげた運動を地域からすすめていきます。社会保障への予算配分率を先進ヨーロッパ諸国並みに引き上げるために、社会保障・社会保険制度の充実への財源は、消費税増税には頼らず、大企業・高所得者から徴収する累進的課税を推進し、防衛費の削減を求めます。

<参議院選挙に向けた社会保障制度の分野別要求>

(1) 国民の医療費負担の軽減

- ① 医療費の窓口自己負担は、社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険を含め、窓口負担割合を見直し、軽減または無料にすること。
- ② 小児医療費窓口負担（一部負担金）について、国の制度として所得制限なしに少なくとも中学校卒業までは入院・通院とも無料とすること。
- ③ 都道府県や市町村は独自事業として医療費助成制度を行っているが、こうした市町村への医療費波及増調整（いわゆるペナルティー）は中止すること。
- ④ 協会けんぽへの国庫負担割合を、健康保険法本則に規定された上限割合である20%に引き上げること。国保組合の育成・強化を図ること。国保組合に対する国庫補助は、定率補助を一律32%に戻すこと。

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の改善

- ① 国保の都道府県単位化にともない、保険料の増額にならないよう国費が投入されたが、保険料が上昇した市町村がある。今後の保険料の増額にならないよう国庫負担を増額すること。
- ② 保険者努力支援制度には、市町村に対して一般会計からの法定外繰入の削減など、被保険者の負担増を強いるものが盛り込まれている。保険者努力支援制度から法定外繰入の減額項目をはずすこと。
- ③ 国民健康保険への国の補助率を、少なくとも1984年当時の「医療費の45%」に戻すこと。
- ④ 国保保険料（税）において、子どもの均等割は廃止すること。
- ⑤ 後期高齢者医療保険料の特例軽減が段階的に廃止されており、無収入・低所得者が多いことから、独自の財政措置を図り、引き上げ分に相当する保険料負担を軽減すること。
- ⑥ 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担を継続すること。

(3) 介護保険制度の改善

- ① 現在の介護保険財政の公費（国25%・都道府県12.5%・市町村12.5%）50%、被保険者の保険料50%の構成割合を改め、国庫負担を増やし、保険料依存の制度を改めること。
- ② 介護職員の不足は常態化し、職員不足による事業所の閉鎖や縮小、倒産は後を絶たない。他産業と比べても月額10万円も低いと言われる賃金を改善することが急務であり、介護職員の処遇改善を一般財源より行うこと。
- ③ 10月からの消費税増税を財源として、「10年勤続の介護職員月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠」とした処遇改善が行われるが、消費税を財源とせず、介護職場で働く全ての労働者の処遇改善をはかること。
- ④ 生活援助中心型の訪問介護回数の上限設定を撤廃すること。生活援助の訪問回数が上限を超えたケアプランの届け出義務化を撤廃すること。福祉用具貸与価格の上限設定を撤廃すること。
- ⑤ 65歳以上の障害者に対する介護保険制度の優先原則を撤廃すること。

(4) 医療従事者の確保・増員

- ① 医師・看護師・医療技術職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤

回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

- ②安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職を増員すること。
- ③患者・利用者の負担軽減をはかること。

(5) 保育・福祉職場従事者の確保・増員

- ①保育・福祉職場の職員を大幅に増員し労働基準法違反をなくし、安心・安全な職場にすること。
- ②保育・福祉職員の賃金を引き上げて他産業との月額 10 万円もの格差をなくし、健康で文化的な生活を保障すること。障害福祉人材の処遇改善について、介護職員と同様の処遇改善を行うとしているが、消費税を財源とせず、障害福祉職場で働く全ての労働者の処遇改善をはかること。

(6) 年金制度の改善

- ①マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールを実施しないこと。
- ②全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。
- ③年金支給開始年齢の引き上げはやめること。
- ④年金の隔月支給を国際標準の毎月支給にあらためること。

(7) 生活保護制度の改善

- ①生活保護世帯の子どもの大学・専門学校等への進学を認め、低所得世帯の学費減免と給付型奨学金を拡充すること。
- ②生活保護の母子加算の削減や級地の見直し等さらなる生活保護基準の引き下げをしないこと。
- ③生活扶助基準・住宅扶助基準・冬季加算を元に戻し、夏季加算を創設すること。

(8) 障害者福祉制度の改善

- ①障害者の介護保険料を軽減するとともに利用者負担をなくすこと。当面、障害福祉と同様に、非課税世帯の要介護者等に利用者負担を課さないこと。
- ②自治体が障害者を介護保険に機械的に移行させないよう指導を強めること。あわせて、強制移行につながる障害福祉に係る国庫負担基準の引き下げをやめること。
- ③誰と、どこに住んでいても、必要な時に必要な支援を受けられるよう障害福祉制度と社会基盤を拡充すること。

以 上